

おもいやり明日へ

Kindness for tomorrow.



平成17年度～平成26年度
(2005年度～2014年度)

奈井江町第5期まちづくり計画

平成17年3月策定

(平成22年3月改定)

奈井江町

は じ め に

社会情勢が刻々と変化する中、地方自治体においては、地方分権への対応や住民サービスの向上のため、これまで育んできた自治に新たな発想を加える挑戦が続いています。

奈井江町は、平成15年に実施した「市町村合併問題に関する住民投票・子ども投票」を経て、当面の自律に向けた取り組みを進めてきました。

また、平成17年4月「奈井江町まちづくり自治基本条例」を施行し、住民主体の自治の実現を目指しながら、これと連動する「第5期まちづくり計画」をスタートさせました。

「一人ひとりが主役のまちづくり」

「心の豊かさを実感できるまちづくり」

「広域的な視野に立ったまちづくり」

この3つを基本目標として、町民の皆様と手を携えてまちづくりを進めます。

この計画は、施策の大綱を示した基本構想と前後期各5ヵ年の実施計画により執り進められています。今般、後期実施計画の策定にあたり、地域主権に向けた改革等、地方自治を取り巻く環境の変化に対応し、まちづくり計画の一部見直しを行いました。町民の皆様の積極的なご参加とご協力、さらには関係機関の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

奈井江町長 北 良 治

奈井江町まちづくり自治基本条例

(前文)

私たちのまち奈井江町は、石狩平野の美しく豊かな自然と風土に恵まれ、明治23年(1890年)に母村が誕生してから今日に至るまで、まちを愛する多くの先人の英知と努力の成果を受け継ぎながら発展してきました。

21世紀を迎え、まちを巡る様々な社会情勢が大きく変わろうとしている今、まちの個性を最大限に生かし、町民一人ひとりが主体となってまちづくりを進めていくことが大切です。

また、このまちの恵まれた自然や美しいまちなみを後世に守り伝えるため、人と自然が共生する環境にやさしいまちづくりを進めていかなければなりません。

私たち町民は、「奈井江町民の誓い」の持つ精神に立ち、町民がお互いに力を合わせてまちづくりを実行するとともに、その姿勢を将来にわたり持ち続けることを誓い、この条例を制定します。

目 次

計画の策定にあたって

I. 計画策定の背景	1
II. 計画の構成	2
III. 計画の期間	2

基本構想

I. 計画の目的	3
II. 計画の期間	3
III. まちづくりの基本目標	3
IV. まちづくりのテーマ	4
V. 政策の大綱	5
1. 安全で環境にやさしいまちづくり	5
2. 健やかで心ふれあうまちづくり	5
3. 学びあい心潤うまちづくり	6
4. 魅力ある産業をめざすまちづくり	6
5. みんなでつくりあげるまちづくり	6
VI. 計画の体系	7

計画の策定にあたって

- I. 計画策定の背景
- II. 計画の構成
- III. 計画の期間

計画の策定にあたって

I. 計画策定の背景

奈井江町では、昭和46年（1971年）の「奈井江町振興計画」の策定以来、これまで4期にわたり総合計画を策定し、社会経済情勢の動向や町民の意向を反映した計画的なまちづくりに努めてきました。

分権型社会の創造をめざし、地方分権一括法が、平成12年（2000年）4月に施行され、地方自治体は、主体性、独自性を発揮し、個性豊かで活力ある地域づくりを行うことが重要となる一方で、国による市町村合併が推進されています。

こうした社会情勢の中、奈井江町は平成15年（2003年）に住民投票を行い当面は、中空知地域の市町村合併に参加しないことを決め、直面する行財政問題への対応策として、町民参加のもと「奈井江町自律プラン」を策定し、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進める方針を打ち出しました。

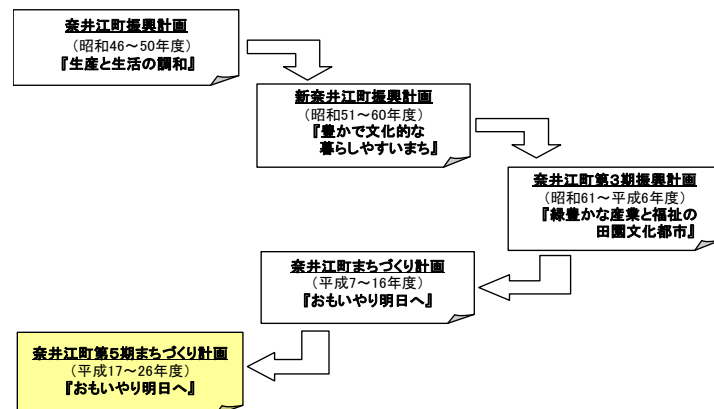
しかし、長引く不況、国の構造改革、深刻な少子高齢化問題など、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、多くの課題を投げかけています。

こうした町を取り巻く環境の変化に対応して、生涯にわたって豊かで住みよいと感じるまちづくりを進めるため、人、組織、自然環境、立地条件など、本町を構成するあらゆる資源を活用し、町民が主体となって町をつくりあげる住民自治を発揮し、個性あるまちづくりに向けて創意工夫することが必要になっています。

これを受けて、平成17年度（2005年度）を起点とする「奈井江町第5期まちづくり計画」（以下、「まちづくり計画」という。）においては、新たな発想を組み入れながら、長期的な視野に立ち、併せて具体的な取り組みを実施計画に記してまちづくりを進めてきました。

今国内の情勢は、地域主権に重点を置いた政策に転換されています。後期5ヵ年の実施計画を策定するにあたり、これら地方自治を取り巻く環境の変化に対応するため、基本構想の一部見直しを行い、更なる自治の発展を目指してまいります。

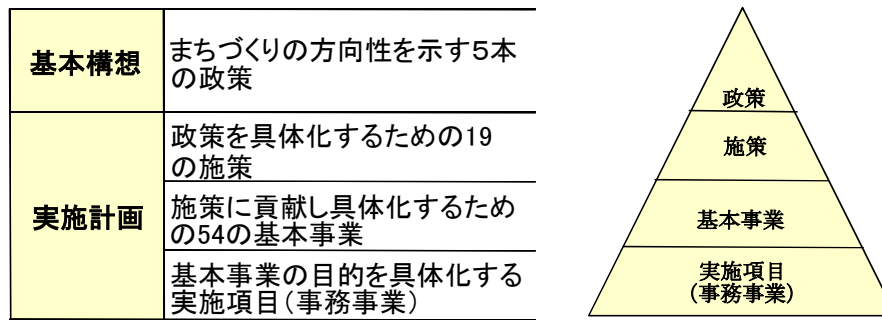
■ 総合計画の策定経過



Ⅱ. 計画の構成

「まちづくり計画」は、「基本構想」と「実施計画」で構成しています。

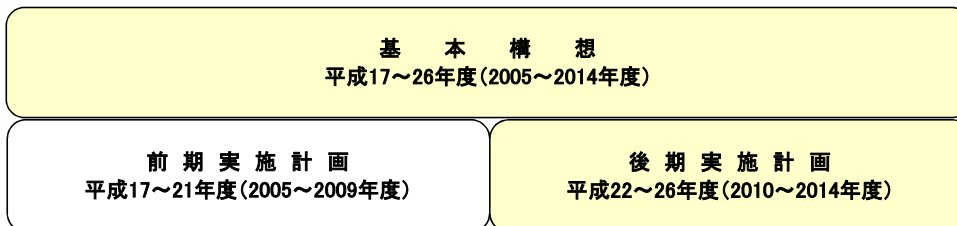
基本構想	基本構想は、長期的な視野に立って、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示したものです。
実施計画	実施計画は、基本構想で示した政策に基づき5ヵ年ごとに実施する、具体的な事業の内容を体系別に示したものです。 実施計画の進行管理にあたっては、社会経済情勢や町民ニーズ等の変化に適切に対応しながら、計画の実効性と弾力性を確保する必要があることから、事業の推進状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。



Ⅲ. 計画の期間

基本構想の期間は、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までとしています。

実施計画は、前期計画を平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)まで、後期計画を平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までとしています。



奈井江町第5期まちづくり計画 基 本 構 想

平成17年度～平成26年度
(2005年度～2014年度)

基本構想

I. 計画の目的

「まちづくり計画」の基本構想は、長期的な視野に立って、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示したものです。

II. 計画の期間

基本構想の計画期間は、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの10年間としています。

III. まちづくりの基本目標

21世紀を迎え、地方分権や国の構造改革等が進み、基礎的自治体である市町村には、時代の変化に的確に対応した自主・自律のまちづくりを進めていくことが求められています。

しかし、人口減少や少子高齢化が進み、右肩上がりの経済成長が見込めない状況の中で、まちづくりを進めていくためには、これまでのような拡大基調から今ある資源を有効に活用した手法に転換することが必要不可欠となっています。

このため、これまで育んできた本町の様々な資源を活かすとともに、町民の英知と創意を結集したまちづくりを実現するため、次の3項目を「まちづくりの基本目標」として掲げています。

◆一人ひとりが主役のまちづくり

地方分権型の社会が進展する中、個性的で魅力あるまちづくりを進めていくためには、住民自治の理念をもとに、町民一人ひとりが「自ら考え行動する」という意識に立って主体的に取り組んでいくことが何よりも大切です。

また、町民と町がお互いに力をあわせてまちづくりを進めるため、積極的な情報公開や町民参加を行うとともに、町民の自主性を尊重しながら、町民と町がともに考え行動する、協働のまちづくりを進めます。

◆心の豊かさを実感できるまちづくり

生活の利便性や物質的な豊かさを享受した時代を経て、町民のニーズは画一指向から選択指向へ、そして物の豊かさから、心の豊かさを求めるように変化しています。

このような中、町民と町が一体となって、人や組織、自然環境、社会資本など、本町が誇る有効な資源を連携させながら、町民やまちを訪れる人たちが、心の豊かさや安らぎが得られるまちづくりを進めます。

◆広域的な視野に立ったまちづくり

道路交通網、情報ネットワークの整備により町民の生活圏が拡大するとともに地方分権が進み、市町村の規模・機能の拡充を図ることが求められています。

このため、これまでの広域連携の取り組みを活かしながら、基礎的自治体として果たすべき機能の強化と町民サービスの更なる充実を図るため、より広域的な視野に立ったまちづくりを進めます。

Ⅳ. まちづくりのテーマ

「おもいやり明日へ」

奈井江町は、平成6年（1994年）の開町50年を契機に、保健・医療・福祉が町の取り組むべき最重要課題であると認識し、「健康と福祉のまち宣言」を行うとともに、平成7年度（1995年度）から平成16年度（2004年度）までの期間で進めてきた「まちづくり計画」では、「おもいやり明日へ」を指針的テーマとして掲げ、「人にやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを進めてきました。

平成17年度（2005年度）からの「まちづくり計画」においても、これまで進めてきた様々な成果を継承し、さらなる発展を目指すため、引き続き、「おもいやり明日へ」をテーマに掲げ、町民と一体となったまちづくりを進めます。

V. 政策の大綱

「まちづくりの基本目標」や「まちづくりのテーマ」に掲げる理念を実現するため、次の5つの視点で政策を進めます。

1. 安全で環境にやさしいまちづくり

すべての町民が快適な生活を営むため、道路、住宅、下水道、公園などの社会資本の充実を図るとともに、既存施設の効率的な利用と管理を進めます。

自然災害や交通災害などの様々な災害から町民を守り、安心して生活できる環境をつくるため、消防・防災体制を充実します。

ゆとりある生活空間や自然とのふれあいへの欲求が高まる中、本町の自然や環境の恵みを将来にわたり守り育てるため、自然環境の保全と資源の有効利用を進めます。

住みよいまちづくりのため、ごみの減量化や環境美化に努めるとともに、低炭素社会の実現に努めます。

2. 健やかで心ふれあうまちづくり

すべての町民が健康でいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、介護保険サービスや社会保障制度の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となったサービス基盤をつくり、町民一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防などを進めます。

女性の社会進出や核家族化などによる少子化が進み、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくるため、多様化する保育ニーズに応えた様々な子育て支援を進めます。

ノーマライゼーション思想をもとに、障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに暮らしていける地域社会をつくるため、障がい者の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。

少子高齢化とあわせて人口減少が続ぎ、人口構造が変化している中、高齢者の生きがいづくりやマンパワーの活用を推進します。

3. 学びあい心潤うまちづくり

次代の担い手である子どもたちの「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むため、新学習指導要領の創意工夫と地域の特性を活かした教育を実践するとともに、より良い教育環境を提供するため、小学校統合の検討を進めます。

物の豊かさから心の豊かさが求められる時代の到来とともに、生涯学習への関心が高まっていることから、地域に根ざした町民の芸術・文化活動やスポーツ活動など、生涯を通じて学習できる機会の創出を進めます。

4. 魅力ある産業をめざすまちづくり

自然環境の保全に大きな役割を果たしている、農業が持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、安心・安全な食料の生産に対する支援、生産基盤の整備や担い手の育成などの幅広い取り組みを通じて、まちの基幹産業である農業の発展を図ります。

それぞれの産業分野で自助努力されている各事業者等を支援し、地域の活性化を図るとともに、新たな企業立地や魅力ある産業のまちづくりを目指し、各種関係機関と連携強化を図ります。

恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、観光づくりを進めます。

5. みんなでつくりあげるまちづくり

地方分権型の社会にふさわしい、町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めるため、情報公開や町民参加を積極的に行い、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進めます。

町民の多様なニーズに応えながら、自主・自律の行財政運営を行うため、民間活力の導入や事業の見直しなどの新たな視点に立った改革を積極的に進めるとともに、他市町村との広域連携を推進し、町民サービスの向上と行財政運営体制の強化を進めます。

地域主権・地方重視の社会に対応するため、国と地方及び自治体間の役割分担や地方自治を高める施策の検討を進めるとともに、必要となる施策の提案を国に対し積極的に行います。

VI. 計画の体系

「まちづくり計画」は、基本構想に掲げた、3つの「まちづくりの基本目標」と「まちづくりのテーマ」である「おもいやり明日へ」の実現を目指して、次の体系により政策・施策等を進めます。

基本構想分野			実施計画分野	
基本目標	テーマ	政策	施策	
一人ひとりが主役の まちづくり	おも	1 安全で環境にやさしい まちづくり	(1)	安心して快適に移動できる道路交通体系をつくります
			(2)	快適に暮らせる生活環境をつくります
心の豊かさを実感 できるまちづくり	や	2 健やかで心ふれあう まちづくり	(3)	災害に強い消防・防災体制をつくります
			(4)	交通事故や犯罪のないまちをつくります
広域的な視野に立った まちづくり	明日へ	3 学びあい心潤う まちづくり	(5)	衛生的なきれいなまちをつくります
		4 魅力ある産業をめざす まちづくり	(6)	緑豊かなふるさとをつくります
		5 みんなでつくりあげる まちづくり	(1)	健康づくりと疾病の予防対策を進めます
			(2)	高齢者が安心して暮らせるまちをつくります
			(3)	障がい者にやさしいまちをつくります
			(4)	安心して子育てができるまちをつくります
			(5)	ともに支え合う人にやさしい福祉社会をつくります
			(1)	次世代を担う心豊かな人を育みます
			(2)	ゆとりと心豊かさを感じるまちをつくります
			(1)	豊かでいきいきとした農業をつくります
			(2)	活力とにぎわいのある商工業をつくります
			(3)	まちの資源を活かした観光をつくります
			(1)	町民一人ひとりが主役のまちをつくります
			(2)	健全で効果的な行財政運営を進めます
			(3)	広域的な連携や交流を進めます

奈井江町民の誓い

(昭和45年7月15日制定)

わたくしたちは、雄大な石狩平野のゆたかな自然と
風土に恵まれた奈井江の町民です。

わたくしたちは、風雪のきびしさに耐えて生きぬい
たたくましい開拓者の精神を受けついで、このまちに
住むことに誇りと希望をもち、明るく生き生きとした
郷土の発展につとめます。

1. 心もからだもすこやかに、明るい家庭をつくりましょう。
1. 仕事に誇りをもち、産業のさかんなまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、みんなで住みよい社会をつくりましょう。
1. 自然を愛し、緑ゆたかな美しい郷土をつくりましょう。
1. 未来に夢を持ち、かおり高い文化のまちをつくりましょう。

健康と福祉のまち宣言

(平成6年8月3日採択)

本格的な高齢化時代を迎えました。
高齢者の保健・医療・福祉は、町政の取り組むべき最重要課
題であります。

本年度開町50年を契機に「福祉元年」と位置付け、「おも
いやり明日へ」をテーマとして、町民参加による健康や医療、
福祉の実践活動を推進して参ります。

健やかで心のふれあう、あたたかい地域社会の形成や、共に
支え合う豊かな心を育む質の高い福祉を目指し、保健・医療・
福祉を連携させ、こころをうるおす芸術、文化活動の輪を広
げ、真に地域に根づいた社会福祉の創造に努めて参ります。

「町民の誓い」を理念として、町民参加のもと、共に助け合
い、心も体も健やかで明るく豊かな住みよいまちづくりに前進
するため、ここに「健康と福祉のまち」を宣言します。

奈井江町第5期まちづくり計画

平成17年3月

発行／奈井江町

奈井江町字奈井江11番地

TEL (0125) 65-2111

FAX (0125) 65-2809

E-mail soumu@town.naie.hokkaido.jp

編集／奈井江町役場まちづくり課企画広報係